

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室）

項目名	こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置									
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法									
要望の内容	<p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、こどもに係る支援金制度（仮称）を創設することとされているところ。</p> <p>その詳細については年末までに結論を出すこととされており、当該制度の創設に当たって所要の措置を講ずる。</p> <p><参考></p> <p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）（抄）</p> <p>Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保（財源の基本骨格）</p> <p>③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す¹⁵。</p> <p>¹⁵ 支援金制度（仮称）については、以下の点を含め、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。 ・ 労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。 									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ —</td> <td>百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）								
（改正増減収額）	（ —	百万円）								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「こども・子育て加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための支援金制度（仮称）について、「こども未来戦略方針」において、「全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること」とされていることから、創設に当たって所要の措置を講ずる。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等が実施されることで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等が実施されることで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	